



宮 崎 県 公 報

令和5年11月9日(木曜日) 第457号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 保安林の指定……………(自然環境課) 1
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 1

公 告

- ふぐ処理師試験の実施……………(衛生管理課) 2

頁

- 地域森林計画の案の縦覧……………(森林経営課) 3
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………(“) 3
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 3
- 土地改良区の役員の住所変更の届出……………(“) 3
- 公共測量の実施の通知(5件)……………(管理課) 3

告 示

宮崎県告示第 786号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字荒柴8007-1(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 787号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第4項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
日向農業協 同組合	日向市鶴町 1丁目3番 12号 日向	日向農業協 同組合	日向市鶴町 4番地 日 向農業協同	令和5年 7月15日

	農業協同組 合日向支店 内		組合日向支 店内	
日向農業協 同組合	日向市鶴町 4番地 日 向農業協同 組合日向支 店内	日向農業協 同組合	日向市鶴町 4番地 日 向農業協同 組合日向支 店内	令和5年 9月25日
	日向市大字 平岩 379 日向農業協 同組合岩脇 支店内		日向市美々 津町2391 日向農業協 同組合美々 津支店内	
	日向市美々 津町2391 日向農業協 同組合美々 津支店内		日向市東郷 町山陰丙16 09-41 日 向農業協同 組合東郷支 店内	
	日向市東郷 町山陰丙16 09-41 日 向農業協同 組合東郷支 店内		東臼杵郡門 川町大字門 川尾末7992 日向農業 協同組合門 川支店内	
	東臼杵郡門 川町大字門 川尾末7992 日向農業 協同組合門 川支店内		東臼杵郡諸 塚村家代43 36-6 日 向農業協同 組合諸塚支 店内	
	東臼杵郡諸 塚村家代43 36-6 日 向農業協同 組合門川支 店内			

塚村家代43 36-6 日 向農業協同 組合諸塚支 店内 東臼杵郡椎 葉村大字下 福良1779- 1 日向農 業協同組合 椎葉支店内 東臼杵郡美 郷町南郷神 門1063-1 日向農業 協同組合南 郷支店内 東臼杵郡美 郷町西郷田 代1010 日 向農業協同 組合西郷支 店内 東臼杵郡美 郷町北郷宇 納間 213番 地 日向農 業協同組合 北郷支店内	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良1779- 1 日向農 業協同組合 椎葉支店内	東臼杵郡美 郷町南郷神 門1063-1 日向農業 協同組合南 郷支店内	東臼杵郡美 郷町西郷田 代1010 日 向農業協同 組合西郷支 店内	東臼杵郡美 郷町北郷宇 納間 213番 地 日向農 業協同組合 北郷支店内	試験 解体除毒処理、臓器の鑑別及び 食用適否判断	(月曜日) 1月22日 (月曜日)	15分から 正午まで 午後0時 30分から 午後5時 までのう ち約1時 間
						1月23日 (火曜日)	午前10時 から午後 5時まで のうち約 1時間(受 験者数 次第では 、22日の みとなる ことがあ る。実技 の日時に ついては 、後日送 付する受 験票で通 知する。)

公 告

宮崎県ふぐ取扱条例(昭和33年宮崎県条例第29号)第10条の規定により、令和5年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
令和6年1月22日(月曜日)及び1月23日(火曜日)
- 2 試験の場所
宮崎市港2丁目6番地 宮崎県水産会館
- 3 試験の種類、科目、日程及び時間

種類	科目	日程	時間
学科 試験	食品衛生に関する知識 (ふぐに関する一般知識を含む。)	1月22日 (月曜日)	午前10時 から午前 11時まで
実技	ふぐの種類鑑別	1月22日	午前11時

- 4 受験手数料
7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 5 受験願書の受付期間
令和5年11月20日(月曜日)から12月1日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 受験願書の提出先
受験者の住所地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 7 提出書類
 - (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
 - (2) 写真(最近3月以内に撮影した正面脱帽半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自署したもの) 1葉
 - (3) 受験票及び写真票(返信用63円切手を貼付) 1通
- 8 受験票の交付
受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。
- 9 受験者心得
 - (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
 - (2) 持参するもの
受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ(トラフグ)、包丁、白衣等の作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい
- 10 その他
 - (1) 実技試験用のトラフグは、大きさが800グラム以上のものであること。
 - (2) 合格発表は、令和6年2月7日(水曜日)とし、合格者の受

験番号を各保健所の掲示板及び県庁ホームページにて掲示する。
 。
 (3) 受験手続その他不明な点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7076）に問い合わせること
 。

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 森林計画区の名称

五ヶ瀬川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局

3 縦覧期間

令和5年11月9日から令和5年12月5日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第5項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 森林計画区の名称

広渡川森林計画区、耳川森林計画区、一ツ瀬川森林計画区、大淀川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸農林振興局、宮崎県西諸農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局

3 縦覧期間

令和5年11月9日から令和5年12月5日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ日向店
日向市財光寺1702番1 外7筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和5年6月29日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年11月9日から令和5年12月11日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	藤村兼春	都城市太郎坊町6835番地29

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更前

役名	氏名	住所
理事	日高昭彦	児湯郡川南町大字川南 13680番地1
理事	今井芳洋	児湯郡川南町大字川南5787番地2

2 変更後

役名	氏名	住所
理事	日高昭彦	児湯郡川南町大字平田1808番地
理事	今井芳洋	児湯郡川南町大字川南5199番地 600

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（航空レーザー測量・地図情報レベル 500）

2 作業地域

宮崎県宮崎市、国富町、綾町、高鍋町、木城町

3 作業期間

令和5年8月23日から令和6年3月29日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量及び用地測量）

2 作業地域

宮崎県都城市高城町石山

3 作業期間

令和5年9月4日から令和6年2月5日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業期間

令和5年10月24日から令和6年3月1日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（4級水準測量・路線測量）

2 作業地域

宮崎県西都市大字南方

3 作業期間

令和5年9月28日から令和6年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県えびの市大字坂元

3 作業期間

令和5年10月5日から令和6年3月25日まで